

議案第 17 号

橋本市手数料条例の一部を改正する条例について

橋本市手数料条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 13 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市手数料条例の一部を改正する条例

橋本市手数料条例(平成 18 年橋本市条例第 75 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(事務の種類及び金額) 第 2 条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次のとおりとする。 (1)～(48) 略 (49) 砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務 ア 法第 16 条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査(河川管理者として行うものを除く。) 1 件につき <u>33,900 円</u> イ 法第 20 条第 1 項の規定に基づく砂利の採取計画の変更認可の申請に対する審査(河川管理者として行うものを除く。) 1 件につき <u>15,000 円</u> (50)～(53) 略 2 略	(事務の種類及び金額) 第 2 条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次のとおりとする。 (1)～(48) 略 (49) 砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務 ア 法第 16 条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査(河川管理者として行うものを除く。) 1 件につき <u>37,700 円</u> イ 法第 20 条第 1 項の規定に基づく砂利の採取計画の変更認可の申請に対する審査(河川管理者として行うものを除く。) 1 件につき <u>17,000 円</u> (50)～(53) 略 2 略

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。